

次期愛知県障害者計画（案）に対する意見の概要

1 第2回愛知県障害者施策審議会における意見（平成27年11月5日開催）

委員名	主な意見要旨	対応方針
岡田委員	○インクルーシブ教育システムの構築について、小中学校についてのみ記載がされており、高等学校が含まれていないように感じるため、高等学校が含まれていることが分かるよう明記してほしい。	○御意見を踏まえ、高等学校に関する記載について、新たに計画（案）に盛り込んでいます。（86頁、1項目目）
園田委員	○聴覚障害者情報提供施設を拠点施設としてコミュニケーション環境の充実を図ると記載されているが、拠点とはどうゆうものかイメージが湧かない。どのような意図であるのか。 ○平針運転免許試験場など、ろうあ者も多く訪れる施設において、口話のみの説明など情報提供の仕方が悪いという現状がある。このことについて、情報提供の観点から、環境整備として検討いただきたい。	○聴覚障害者情報提供施設の役割は、国の実施要綱にも規定されていますが、手話通訳者や要約筆記者の養成派遣等を行う拠点施設という位置付けがなされており、計画（案）にも、それに基づいて記載をしています。（96頁、6項目目） ○平針運転免許試験場における情報提供の仕方については、県警察本部における職員対応要領に基づき、対応していくことになります。この場合、（1）事務又は事業への影響の程度、（2）物理的・技術的制約、人的な体制上の制約等を考慮した実現可能性の程度、（3）費用・負担の程度の要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的範囲で、対応がなされることとなります。
土本委員	○特別支援学校教諭免許状を取得していない特別支援学級担当教員等に対する免許状取得の促進について記載があるが、夏季認定講習の受講や国立特別支援教育総合研究所への派遣等を通じて、かなり取得が進んでいると聞いていたが、現状はどうか。	○御意見のとおり、夏季認定講習の受講等により、特別支援学校教諭免許状の取得を促進していますが、特別支援学級担当教員の免許状保有率は、全国平均を上回っていないのが現状です。今後も、夏季認定講習や通信教育等を奨励したり、教員採用選考試験において特別支援学校教諭免許状の取得者に対しては「特別支援教育に関する特別選考」を実施するなど免許状取得を促進していきます。（89頁、4項目目）
土屋委員	○インクルーシブ教育で、障害の有無に関わらず共に学ぶことを基本とするならば、「障害のある子どもとない子ども交流及び共同学習」という表現より、「障害のある子どもとない子どもの共同学習及び交流」とした方が適切ではないか。	○「交流及び共同学習」は一つの言葉であり、障害者基本法第16条にも「…障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、…」とあるため、原案のとおりとしたい。（88頁、3項目目）
渡辺委員	○就学前の視覚障害のある子どもの親などに対する相談支援は、専門の人はもちろん、障害当事者も相談員に加えていただくと、相談する立場の人にとっては良いと考える。	○障害がある人への相談支援は、市町村が一義的に担うことになっており、県は、相談支援事業が適切かつ効果的に実施されるよう、アドバイザーの設置や自立支援協議会による支援等を行っていくこととしているため、今後の課題として検討していきます。（96頁、2項目目）

2 第2回愛知県障害者施策審議会後に寄せられた意見（平成27年11月5日～12月末）

委員名	主な意見要旨	対応方針
川崎委員	<p>○地域で自立した生活を送るためにはグループホームの整備促進が不可欠であるとの記載があるが、国の補助金が年々削減されている。ついては、国の補助から外れたものは、県・市町村の独自の補助金・助成金を創設しなければ、グループホームの整備や福祉施設入所者の地域生活への移行は進まないのではないかと。</p> <p>○消防法の改正により、平成30年3月までに、グループホームにスプリンクラーの設置することが決まったが、現在あるグループホームにスプリンクラーを設置するには多額の費用がかかる。このままでは、グループホームの整備促進どころか閉所するところも出てくる可能性があるため、補助等の措置を検討すべきと考える。</p>	<p>○国庫補助制度がある以上、まずはそれを獲得するのが第一目標であると考えていますが、グループホームの整備費補助金については、年々削減されているため、今年度7月に知事自ら厚生労働省へ要望を行うなど、県としても重要な課題として認識しています。ついては、引き続き補助金の枠が確保されるよう要望活動を行っていくことで対応したい。また、グループホームの整備促進としては、建築基準法の規制緩和による戸建て住宅の活用や支援コーディネーターによる開設から運営までのサポート等について、計画（案）に盛り込んでいます。（95頁、6項目目）</p> <p>○社会福祉施設整備費補助金を活用してスプリンクラーの整備を進めていくとともに、国に対して、新たな交付金による特別対策事業を創設するなど、必要な財源の確保について要望していくことで対応したい。</p>
高橋会長	<p>○「特別支援教育の充実」の中に、「総合的な観点から就学先を決定することを推進する…」とあるが、そこに、「本人及び親の意向を最大限に尊重して」を追加していただきたい。</p> <p>○「特別支援教育の充実」の中に、「適切な指導及び必要な支援」とあるが、「指導」と「支援」の順序を逆にしていただきたい。</p> <p>○「療育・医療支援の充実」については、重症心身障害児者のことを記載しているが、ここでは児と者の両方を対象としているので、大人（者）を意識した体制づくりについても盛り込んでいただきたい。</p> <p>○個人的なバリアの解消には、障害者差別解消法に基づく合理的配慮が必要であると考えため、「課題5.社会全体で支える環境の整備」の中の「○平成25(2013)年に国が策定した…」の項目（110頁）と「○障害のある人の社会への参加、参画を…」の項目（117頁）に合理的配慮に関する内容を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>○御意見を踏まえ、「本人及び保護者の意向を最大限に尊重して、総合的な観点から就学先を決定することを推進する…」として、新たに計画（案）に盛り込んでいます。（86頁、1項目目）</p> <p>○御意見を踏まえ、「必要な支援及び適切な指導」として、新たに計画（案）に盛り込んでいます。（87頁、1項目目）</p> <p>○御意見を踏まえ、大人（者）を意識した体制整備として、重症心身障害児者施設を拠点とした在宅支援の充実について、新たに計画（案）に盛り込んでいます。（98頁、2項目目）</p> <p>○御意見を踏まえ、「合理的配慮を的確に行うための環境整備に努めること」、「県職員の合理的配慮の提供を率先して取り組むとともに、事業者の自発的取組を促すことにより、県民一人一人における合理的配慮の提供に対する意識向上を図ること」を、新たに計画（案）の御意見のあった項目に盛り込んでいます。（110頁、1項目目・117頁、3項目目）</p>

3 第2回愛知県社会福祉審議会における意見（平成28年1月22日開催）

番号	主な意見要旨	対応方針
1	<p>○定員や親の意向により、通常の学級に通っている発達や障害の心配がある子どもをどのように支援していくのか。そういった視点が抜け落ちているのではないか。（川瀬委員）</p>	<p>○特別支援教育における発達障害の可能性のある子どもへの支援として、通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒に対する支援・指導方法の研究をモデル事業として実施し、その成果を「指導事例集」としてまとめて県内に広く周知し、県内全域の特別支援教育の指導力向上を図ることについて、計画（案）に盛り込んでいます。（89頁、2項目目）</p> <p>また、御意見を踏まえ、発達障害の可能性のある子どもへの早期支援について、新たに計画（案）に盛り込んでいます。（91頁、5項目目）</p>
2	<p>○グループホームの整備促進については重要であるが、平成30年度までにスプリンクラーの設置が義務付けられることから、それへの対応が必要になる。また、公営住宅の活用などによりグループホームの数を増やしていくなどの検討をお願いしたい。（倉知委員）</p>	<p>○スプリンクラーの設置の義務化については、社会福祉施設整備費補助金を活用するなどして進めていくとともに、国に対して、新たな交付金による特別対策事業を創設するなど、必要な財源の確保について要望していくことで対応したい。</p> <p>また、公営住宅を活用したグループホームの整備促進については、計画（案）に盛り込んでいます。（95頁、6項目目）</p>
3	<p>○災害時要支援者の名簿を市町村で作成しているが、町内会に入っていない人もおり、どうしても名簿から抜け落ちてしまう人も多くいると思う。こういった方々への対応も検討してほしい。（倉知委員）</p>	<p>○市町村によって、町内会等の地域の自治組織の状況は様々なため、要配慮者名簿の作成に当たっては、平成26年12月に通知した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」において、各種の障害者手帳発行や要介護者名簿等を活用するなど、既存の情報により把握する方法例を示しているので、これらを参考に、地域の実情に合った方法により体制整備を進めていきます。</p>

4 次期あいち健康福祉ビジョンのパブリックコメント（平成28年1月15日～2月14日）

番号	主な意見要旨	対応方針
1	○特別支援学校の過大過密の実態と打開策を盛り込んでください。	○特別支援学校の過大過密の実態については、教室数の不足として「課題 1.特別支援教育の充実」の中に盛り込んでいます。（87 頁、1 項目目） また、それに対応する「施策の方向性」として、新たな学校の設置や分校・分教室の設置を検討していくことについて、計画（案）に盛り込んでいます。（89 頁、8 項目目）
2	○全体的に、「切れ目のない支援」という言葉が文章に見受けられるが、これは「制度の谷間をなくす」という障害者総合支援法、障害者基本法の目標と通じるものがあるかと思う。しかしながら意思疎通支援に関しては、未だに理解してもらえない、理解しようとしめない行政、事業所等多く見受けられる。そのためにも障害者計画等には「意思疎通」「言語（手話）」の保障をもっと載せて欲しい。	○御意見を踏まえ、障害者基本法第3条「地域社会における共生等」及び国の第3次障害者基本計画の基本原則に、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会の確保、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることと記載されていることから、障害者基本法では言語に手話を含むことを定義したことや、手話及び意思疎通のための手段の選択とその利用機会の拡大が必要であるについて、新たに計画（案）に盛り込んでいます。（91 頁、3 項目目）
3	○障害者が65歳になると、強制的に一般と同じように介護保険に移行させられる。今まで受けていたサービスが受けられなくなる実態と打開策を盛り込んでください。	○御意見を踏まえ、障害福祉制度と介護保険制度の連携については、障害者総合支援法施行後3年の見直しの中で検討されているため、市町村において、障害のある人のニーズや状況に応じた対応が必要であることについて、新たに計画（案）に盛り込んでいます。（91 頁、6 項目目） また、それに対応する「施策の方向性」として、国の動向を注視しながら、高齢の障害のある人が安心して暮らせる社会づくりを進めていくことについて、計画（案）に盛り込んでいます。（95 頁、5 項目目）
4	○「高齢の…医療、介護、予防、生活支援、住まいが…」のところに「意思疎通支援」の言葉を取り入れて欲しい。	○厚生労働省において、地域包括ケアシステムは、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5つが構成要素であると示しているため、原案のとおりとしたい。 なお、意思疎通支援に関しては、コミュニケーション環境の充実として、手話及び意思疎通のための手段の普及並びに手話及び意思疎通のための手段を利用しやすい環境の整備に努めることについて、計画（案）に盛り込んでいます。（95 頁、1 項目目）
5	○「視聴覚障害のある…情報のバリアフリー化を進めます」というところに、情報のバリアフリー化と（コミュニケーション手段の選択（手話を含む）の保障）という文章を入れたらどうか。情報のバリアフリーには当事者個々のコミュニケーションの保障がないとフリー化されない。	○障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例では、社会的障壁の除去に向けた取組が求められており、御意見を踏まえ、手話及び意思疎通のための手段について学ぶ機会の確保や情報発信等を行い、情報のバリアフリー化を推進していくことについて、新たに計画（案）に盛り込んでいます。（96 頁、5 項目目）

番号	主な意見要旨	対応方針
6	<p>○障害者の社会参加を促進するため、愛知環状鉄道、愛知高速交通（リニモ）の運賃減免について考慮してほしい。</p> <p>上記の第三セクター鉄道2社では、精神障害者は運賃割引の対象となっておりません。また、身体・知的障害者は介護者と一緒に乗車する場合に限って線内割引となるなど、自立を支援する制度になっていないように感じます。障害者基本法、障害者差別解消法の趣旨を鑑み、全ての障害者に対して同等の運賃割引を適用するよう、検討をお願いします。</p>	<p>○御意見の趣旨を各事業者に伝えるとともに、各事業者に対して精神障害のある人の割引の導入について検討を行うよう要請していくことで対応したい。</p>

参考資料

○第2回愛知県障害者施策審議会までに各委員から寄せられた意見（平成27年7月31日～平成27年11月4日）

委員名	主な意見要旨	対応方針
荒木委員	<p>○教員の専門性の向上について、研究・研修については、特別支援学校の教員のみが対象であるのか。また、特別支援学校は、地域の特別支援教育の核であり、地域の小中学校の特別支援学級の先生方の相談を受けるなどセンター的役割を担っているのではないか。（第1回WG）</p> <p>○グループホームの整備促進には、グループホームで働く支援員の専門性と定着も必要であり、特に、支援員が土日の対応ができないという現状があるため、事業者側から支援員に対して支援を行っていただきたい。（第1回WG）</p>	<p>○御意見を踏まえ、教員の専門性の向上に係る研究・研修の実施については、特別支援学校の教員はもとより、管理職や特別支援教育コーディネーター、さらには、通常の学級担任など様々な立場や役割に応じた研修を実施することについて、計画（案）に盛り込んでいます。（89頁、1項目目）</p> <p>また、センター的機能の発揮という点では、現在、巡回・相談活動を行っており、ここ数年では、夏休みに特別支援学校で行っている職員向けの研修に、幼稚園や高等学校の多くの先生方に参加いただいているところです。</p> <p>○グループホームの整備促進として、建築基準法の規制緩和による戸建て住宅の活用や支援コーディネーターによる開設から運営までのサポートについて計画（案）に盛り込んでいます。（95頁、6項目目）</p> <p>また、支援員への支援として、本県では、障害者共同生活援助事業費補助金で、土日の日中活動等に対して助成を行っています。</p>
井上委員	<p>○精神障害者への啓発の点で足りていないため、計画の中に精神障害者の啓発運動について盛り込んでいただきたい。（第1回施策審）</p>	<p>○御意見を踏まえ、啓発活動の一環として「こころの健康フェスティバル」の開催等による精神障害のある人への正しい理解の促進について計画（案）に盛り込んでいます。（117頁、6項目目）</p>
宇佐美委員	<p>○消費者トラブルの防止対策の推進について、障害の特性に応じた相談や救済を受けられると記載するなど、障害のある人にも対応していることが分かるようにしてほしい。（第3回WG）</p> <p>○消費者トラブルは必ずしも犯罪に該当するものではなく、合法だが複雑な契約の中で意図しないトラブルに巻き込まれるといったケースも多々あるため、防犯対策の中に入れるべきではないと考える。例えば、「安全・安心の確保」の項目を、「①防災対策の推進」、「②防犯対策の推進」、「③消費者トラブルの防止対策の推進」の3本柱にしたらどうか。（第1回施策審）</p>	<p>○御意見を踏まえ、「…障害のある人が身近な地域で質の高い相談・救済を受けられる体制を整備します。」とし、障害のある人にも対応していることが分かるように修正しています。（119頁、5項目目）</p> <p>○御意見を踏まえ、「安全・安心の確保」の項目を、「①防災対策の推進」、「②防犯対策の推進」、「③消費者トラブルの防止対策の推進」の3本柱として、計画（案）に盛り込んでいます。（118頁、6～8項目目）</p>

委員名	主な意見要旨	対応方針
岡田委員	<p>○中学校の特別支援学級に在籍している知的遅れのない生徒が、知的特別支援学校に受け入れを断られている。知的に遅れは無くとも適応能力が低く一般の高校では難しい生徒が安心して学べる特別支援学校や、高校の支援学級等を考えていただきたい。(第3回WG後)</p> <p>○教員などの特別支援教育に関する知識・技能・指導力の向上を図ることは大切だが、特別支援学級の担任の特別支援教育の免許の取得率が低い現状がある。是非、支援学級の担任は免許のあることと、児童生徒の人数で生徒数を決めるのではなく、支援の必要度で柔軟な体制をとれるようにしていただきたい。(第3回WG後)</p> <p>○特別支援教育コーディネーターが校務、教務、との兼任になる先生も多いので、専任できる人材を配置していただきたい。(第1回WG後)</p> <p>○特別支援学校の過大化については、知的障害の特別支援学校の新設を要望しますが、1学年の児童数を増やしていただき特別支援学校に入学出来ずに、支援学級に行くことにならないようにしていただきたい。(第1回WG後)</p> <p>○グループホームの整備促進を図るために、昨年度からグループホームの設置基準を、愛知県独自の内容に変更されたが、設置要望が出されても補助金が下りず建設に至らないと聞いている。是非、愛知県独自の補助金や、助成金を利用することが出来るようにしていただきたい。(第1回WG後)</p> <p>○発達障害支援指導者の成人期の支援者の地域・圏域での連携が出来るシステムを構築していただきたい。特に、発達障害があり、ひきこもりになっている人や、就労で困っている人について、地域で根気強い支援ができる支援指導者グループを作っていただきたい。(第1回WG後)</p> <p>○発達障害医療ネットワークの構築を進めていただき、全ての年齢の人が、様々な科目や入院で安心して医療にかかることが出来るシステムの構築をお願いしたい。(第1回WG後)</p> <p>○ペアレントメンター活動は地域で身近な親グループ支援も柔軟に出来るように支援を進めていただきたい。(第1回WG後)</p>	<p>○知的障害特別支援学校については、知的障害のある人でその障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のものが入学の対象となっている。また、御意見を踏まえ、高等学校においても、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援・指導の充実について検討していく。(86頁、1項目目)</p> <p>○特別支援学校教諭免許状の取得率の向上は、喫緊の課題であり、様々な機会を通じて、未取得者の免許状取得を促している。引き続き、啓発を行い、免許状取得率の向上を目指すことについて、計画(案)に盛り込んでいます。(88頁、2項目目) 教職員の配置については、課題として認識しているが、標準法に沿って行うこととしており、学級編制に基づかない教員の配置を行うことは困難なところです。</p> <p>○特別支援教育コーディネーターを中心とする校(園)内支援体制づくりを進めることについて、計画(案)に盛り込んでいます。(86頁、1項目目)</p> <p>○知的障害の特別支援学校の過大化による教室不足を解消するため、特別支援学校を新たに設置していくことについて、計画(案)に盛り込んでいます。(89頁、8項目目)</p> <p>○国庫補助制度がある以上、まずはそれを獲得するのが第一目標であると考えていますが、グループホームの整備費補助金については、年々削減されているため、今年度7月に知事自ら厚生労働省へ要望を行うなど、県としても重要な課題として認識しています。ついては、引き続き補助金の枠が確保されるよう要望活動を行っていくことで対応したい。</p> <p>○市町村における発達障害の相談支援体制づくりの中核となる発達障害支援指導者の養成について、計画(案)に盛り込んでいます。(95頁、2項目目)</p> <p>○愛知県心身障害者コロニー再編整備後の「医療療育総合センター(仮称)」を中心とした発達障害医療ネットワークの構築について、計画(案)に盛り込んでいます。(100頁、2項目目)</p> <p>○ペアレントメンター等、障害のある人やその家族等が行う活動への支援について、計画(案)に盛り込んでいます。(100頁、7項目目)</p>

委員名	主な意見要旨	対応方針
岡田委員	<p>○平成 26 年度に愛知県で市町村に対し、災害時要配慮者支援体制構築マニュアルを作成したと思うので、それを何らかの形で計画に盛り込んでいただきたい。(第 1 回施策審)</p>	<p>○御意見を踏まえ、改訂した部分については、改訂した内容で、計画(案)に盛り込んでいます。(119 頁、1 項目目)</p>
河口委員	<p>○障害のある人の男女の所得格差について、数値を盛り込む予定ということで、素晴らしい。さらに進めて、障害のある女性に関しては、計画全体に関わるところで、「障害のある女性」という文言を明記し、男女別のデータがとれるようにすることを要望する。(第 3 回 WG 後)</p> <p>○民族的マイノリティの問題についても検討が必要ではないか。日本の労働年齢人口の減少に伴い、今後とも外国人労働者数は増加すると見込まれる。こちらも今から対応していく必要があるのでは。(第 3 回 WG 後)</p> <p>○小中学校における医療的ケアを行う看護師の配置は、市町村が進めているということだが、県としても状況の把握に努めていただきたい。(第 3 回 WG 後)</p> <p>○在宅で生活していた障害者が高齢化し、加齢による二次障害が出てきたり、親の死によって生活環境が大きく変化してしまったりする。これにどう対応していくのか計画が要るのではないか。(第 3 回 WG 後)</p> <p>○「特別支援学校の推進」の項目の前に、まずインクルーシブ教育について述べる必要があるのではないか。(第 3 回 WG 後)</p> <p>○教育の理念として、「人間の多様性の尊重」や共に学ぶ＝インクルーシブ教育の理念についても文言として入れるとよい。具体的には、117 ページに「幼少期から地域で生活する中で、あるいは学校教育の場で、私たち一人ひとりが理解を深めていくことが非常に重要となる」という文言が書かれているので、それに沿って「共に学ぶインクルーシブ教育」の理念を文言として入れるとよいのでは。(第 3 回 WG 後)</p> <p>○障害のある女性については、賃金格差以外にも介助や婦人科医療の問題もあることも踏まえ、大きな枠組みで計画に盛り込んでいただきたい。(第 3 回 WG)</p> <p>○医療的ケアの充実に係る看護師の拡充については重要な問題であると思うので、特別支援学校に限らないでいただきたい。また、小中学校における看護師の拡充については、市町村で行っているとのことだが、拡充が進んでいない市町村への財政的支援について、可能な限り盛り込んでいただきたい。(第 3 回 WG)</p>	<p>○御意見を踏まえ、「課題 5.社会全体で支える環境の整備」の項目の中に、障害のある女性への支援について、計画(案)に盛り込んでいます。(100 頁、1 項目目)</p> <p>○御意見を踏まえ、「課題 5.社会全体で支える環境の整備」の項目の中に、障害のある外国人への支援について、計画(案)に盛り込んでいます。(100 頁、1 項目目)</p> <p>○小中学校における医療的ケアの充実等の重要性は認識しており、小中学校における医療的ケアを行う看護師の配置状況については把握しているところです。【県内小中学校における看護師の配置数：6 人】</p> <p>○御意見を踏まえ、高齢の障害のある人への支援について、計画(案)に盛り込んでいます。(95 頁、5 項目目)</p> <p>○愛知県特別支援教育推進計画(愛知・つながりプラン)と合わせて、「特別支援教育の推進」の項目の中に、「インクルーシブ教育システムの構築」について盛り込むこととしたい。(88 頁、3 項目目)</p> <p>○御意見を踏まえ、インクルーシブ教育の理念について、計画(案)に盛り込んでいます。(117 頁、3 項目目)</p> <p>○御意見を踏まえ、「課題 5.社会全体で支える環境の整備」の項目の中に、障害のある女性への支援について、計画(案)に盛り込んでいます。(110 頁、1 項目目)</p> <p>○小中学校における医療的ケアを行う看護師の拡充については、基本的にそれぞれの市町村において進めているため、計画(案)には、特別支援学校における看護師の配置について、計画(案)に盛り込んでいます。(90 頁、5 項目目)</p>

委員名	主な意見要旨	対応方針
河口委員	<p>○障害のある女性について計画に盛り込んでいただきたい。また、障害のある人における男女の所得格差をデータとして出していただきたい。(第1回WG)</p>	<p>○御意見を踏まえ、「課題5.社会全体で支える環境の整備」の項目の中に、障害のある女性への支援について盛り込んでいます。また、男女の所得格差のデータについても計画(案)に盛り込んでいます。(111頁)</p>
川崎委員	<p>○住まいの場の確保に関して、昨年愛知県はグループホームの整備について10箇所要請を行ったと聞いているが、今年3箇所しか採択されなかったためグループホームの整備ができていないと心配している。また、国は、地方分権の流れとなっているため、国の補助金に頼らず、愛知県単独の整備の補助金を出していただけないか。(第1回WG)</p>	<p>○国庫補助制度がある以上、まずはそれを獲得するのが第一目標であると考えていますが、グループホームの整備費補助金については、年々削減されているため、今年度7月に知事自ら厚生労働省へ要望を行うなど、県としても重要な課題として認識しています。ついては、引き続き補助金の枠が確保されるよう要望活動を行っていくことで対応したい。</p>
園田委員	<p>○社会的バリアの除去の中で、ソフト面とハード面のバリアフリー化の推進について記載があるが、「情報」のバリアフリー化についても計画に盛り込んでいただきたい。(第3回WG)</p> <p>○平針運転免許試験場など、聴覚障害のある人がよく訪れる施設などは手話通訳者の常時配置をお願いしたい。(第3回WG)</p> <p>○手話については、教育の中で統一的に指導されることが望ましい。現在、教育委員会の総合教育センターにおいて教職員等に対する研修を実施していると思うが、そこに手話に関する研究を盛り込んでいただきたい。(第3回WG)</p> <p>○障害者権利条約や障害者基本法で、手話が言語として認められた。また、2年前に鳥取県で手話言語条例が制定され、学校で手話を普及する動きが出てきた。愛知県でも、聾学校で手話を普及する取組をしていただきたいし、計画の中に手話を広めていくという内容を入れていただきたい。(第1回WG)</p>	<p>○御意見を踏まえ、情報のバリアフリー化の推進について、計画(案)に盛り込んでいます。(96頁、5項目目)</p> <p>○平針運転免許試験場における手話通訳者の配置については、県警察本部における職員対応要領に基づき、対応していくこととなります。この場合、(1)事務又は事業への影響の程度、(2)物理的・技術的制約、人的な体制上の制約等を考慮した実現可能性の程度、(3)費用・負担の程度の要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的範囲で、対応がなされることとなります。</p> <p>○課題として、今後、必要に応じて検討していくこととしたい。</p> <p>○現在の聾学校でも、自立活動等の中で手話を取り入れている学校もあるところであり、今後も必要に応じて手話を活用していくこととしたい。また、御意見を踏まえ、手話及び意思疎通のための手段の普及や利用しやすい環境の整備について、計画(案)に盛り込んでいます。(95頁、1項目目)</p>

委員名	主な意見要旨	対応方針
園田委員	<p>○コミュニケーション環境の充実という点において、行政機関や病院などへの手話通訳者の常時配置を積極的に行っていただきたい。(第1回WG)</p>	<p>○手話通訳者の配置については、行政機関であれば知事の事務部局における職員対応要領、県立病院であれば病院事業庁における職員対応要領に基づき、対応していくこととなります。この場合、(1)事務又は事業への影響の程度、(2)物理的・技術的制約、人的な体制上の制約等を考慮した実現可能性の程度、(3)費用・負担の程度の要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的範囲で、対応がなされることとなります。</p>
高橋会長	<p>○特別支援教育は、インクルーシブ教育が基本である。インクルーシブ教育が根本にあって、その社会的資源の一つに特別支援学校があるはずなので、インクルーシブ教育を特別支援教育の最初に記載し、その次に特別支援学校の充実などを記載すべきではないか。(第3回WG)</p> <p>○愛知県は、特別支援学校教諭免許状の保有率が低い現状があり、愛知県特別支援教育推進計画(愛知・つながりプラン)において重要な問題となっているので、それに関する記述を計画に盛り込んでいただきたい。(第3回WG)</p> <p>○次期計画の計画期間が満了する5年後には、高齢障害者の問題が深刻化することが予想されるため、今から検討し、計画に盛り込んでおく必要があるのではないか。(第3回WG)</p> <p>○精神障害のある人の福祉問題について、地域自立支援協議会等と連携をとり、保健と福祉が一体となった仕組みを作ることを計画に盛り込んでいただきたい。(第1回WG)</p>	<p>○御意見を踏まえ、「インクルーシブ教育システムの構築」を含む「特別支援教育の推進」の項目を「特別支援学校の充実」の前に記載することとします。(88頁、1～3項目目)</p> <p>○御意見を踏まえ、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上について、計画(案)に盛り込んでいます。(88頁、2項目目)</p> <p>○御意見を踏まえ、高齢の障害のある人への支援について、計画(案)に盛り込んでいます。(95頁、5項目目)</p> <p>○御意見を踏まえ、市町村を中心とする地域障害者自立支援協議会と保健所を中心とする地域精神保健福祉推進協議会等の連携体制の強化について、計画(案)に盛り込んでいます。(100頁、4項目目)</p>
都築委員	<p>○福祉的就労の対象として「就労継続支援事業所」を挙げているが、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設には「生活介護事業所」なども含まれている。計画を策定していく上で、このあたりの整理も必要になってくるのではないかと。(第1回施策審)</p>	<p>○福祉的就労の対象としては、生活介護事業所等を含む、「障害者就労施設等」で整理し、計画(案)に盛り込んでいます。(105頁、2項目目)</p>
徳田委員	<p>○グループホームの整備について、県独自で予算化していくことは大変重要であると考えています。特に精神障害のある人の地域における住まいの場の確保は、身体障害や知的障害に比べて遅れているため、積極的に行っていただきたい。(第1回施策審)</p>	<p>○国庫補助制度がある以上、まずはそれを獲得するのが第一目標であると考えていますが、グループホームの整備費補助金については、年々削減されているため、今年度7月に知事自ら厚生労働省へ要望を行うなど、県としても重要な課題として認識しています。ついては、引き続き補助金の枠が確保されるよう要望活動を行っていくことで対応したい。</p>

委員名	主な意見要旨	対応方針
長谷委員	<p>○医療的ケアの充実のための看護師の拡充と記載されているが、特別支援学校だけでなく、小中学校などの一般の学校も対象に加えていただきたい。(第1回施策審)</p> <p>○平成28年4月1日施行の障害者差別解消法に伴い、計画の中で、差別解消に関する条例の制定について盛り込んでいただきたい。(第1回施策審)</p>	<p>○小中学校における医療的ケアを行う看護師の拡充については、基本的にそれぞれの市町村において進めているため、計画(案)には、特別支援学校における看護師の配置について盛り込んでいます。(90頁、5項目目)</p> <p>○平成27年12月に制定した愛知県障害者差別解消推進条例について、計画(案)に盛り込んでいます。(113頁、1項目目)</p>
松隈委員	<p>○成年後見制度は、利用方法を間違えると、逆に障害のある人の権利を侵害するものになってしまう。また、まもなく成立予定の成年後見制度利用促進法案を見ると、「後見」「補佐」「補助」の三類型を適切に利用するようにとの記載があるため、「適切な利用」という言葉を大事に使っていただきたい。(第1回施策審)</p>	<p>○御意見を踏まえ、成年後見制度の適切な利用について、計画(案)に盛り込んでいます。(117頁、1項目目)</p>
渡辺委員	<p>○盲人情報文化センター等では、施設に入るときに音が鳴りますが、地元市役所では鳴りません。また、騒音の問題から駅のホーム等でも案内放送がなくなるなど、世の中から音が消えつつあると思う。視覚障害のある人にとって音は大切であるため、音がある世の中にしていきたい。(第3回WG)</p>	<p>○計画にどのように盛り込むかということとは別に、関係する部署や市町村に働きかけていきたいと考えています。</p>